

有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第2回ワークショップの結果について

1. 概要

11月23日(水)に、アジア各国のバーゼル条約担当官等による有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第2回ワークショップを東京にて開催した。ワークショップでは、有害廃棄物の輸出入に関する各国の状況や対応について情報交換が行われたほか、中古品と称する有害廃棄物の不法輸出入防止のため、中古品と廃棄物についての該否判断ガイドラインの作成に向けて作業を開始することを合意した。

2. 開催趣旨

有害廃棄物の不法輸出入防止のためには、各国のバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制(ネットワーク)の整備が急務であるという認識のもと、アジア各国のバーゼル条約担当官等を招いて昨年東京で開催された第1回ワークショップにおいて、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの構築が合意された。(同ネットワークの概要や活動などは別添1参照)

第2回ワークショップでは、各国の法制度や不法輸出入への取組に関する最新の情報を共有するとともに、ネットワーク参加国間での有害廃棄物の不法輸出入防止のための今後の連携方法等について議論を行った。

3. 日程等

日程：平成17年11月23日(水)

場所：ヴィラフォンテーヌ汐留 第3会議室

主催：日本国環境省

議長：日本国環境省

参加者：カンボジア、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、ベトナム、日本(10カ国)のバーゼル条約上の権限ある当局(Competent Authority)並びに北京及びジャカルタのバーゼル条約地域センター

オブザーバー：バーゼル条約事務局長、EC、オーストラリア 等

4. 結果

以下の内容の議論がなされ、議長サマリー(別添2)が合意された。

- (1) 参加国の発表等を通じて、法制度、不法輸出入への取組み、有害廃棄物や中古品の輸出入傾向等に関する最新の情報を共有した。
- (2) ネットワークの暫定事務局である日本から、ウェブサイトの開設などの

2005年の暫定事務局の活動を報告するとともに、参加国に対し、各国の関係法令等の情報の逐次更新を呼びかけた。

- (3) 本ワークショップに先立って行われたアンケート結果を踏まえ、電気電子機器を中心とする中古品と称して輸出入される有害廃棄物について議論がなされた。議論では、中古電気電子機器廃棄物の輸出入管理について関心が集まり、中古品と廃棄物とを区別するためのガイドラインの作成を視野に入れた情報収集を開始することが合意された。また、次回のワークショップに向けて、日本と香港が協力して同ガイドラインの第一案を作成することが合意された。
- (4) 関連して、有害廃棄物の各国独自の定義を持つ国については、その定義をバーゼル条約第3条に基づきバーゼル条約事務局に通報することの必要性が確認された。

アジア地域有害廃棄物不法輸出入防止国際ネットワークについて(TOR) 仮訳

1. 序

1.1 ネットワーク構築の背景

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の効果的な履行に関しては、全ての利害関係者の積極的な関与と協調が必須である。開発途上国におけるキャパシティ・ビルディング、関係国間での情報交換の促進も焦眉の急となっている。バーゼル条約第 6 回締約国会議(COP6)で採択された 10 年戦略計画においては、不法輸出入防止の観点から、バーゼル条約の遵守及び効果的な実施のモニタリングのための適切なメカニズムの構築が求められている。

近年、北東アジア・東南アジア地域においては、有害廃棄物及び中古品と偽ったその他の廃棄物の国際的取引に関する関心が高まっている。これら廃棄物の一部は、実際は貴金属の回収などを目的として輸出されており、不要な部品は環境上不適切な処分が行なわれ、地域の環境にとって脅威となっている。このような不法取引を適切に規制するという視点から、「アジア地域有害廃棄物不法輸出入防止国際ネットワーク」(以下、ネットワークと略す)の設立が日本政府により提案されている。同ネットワークの構築に向けた準備作業を含むプロジェクトは、バーゼル条約締約国会議第 1 回オープンエンド作業部会(OEWG1)において認知されている。

1.2 ネットワークの性格

ネットワークは、北東アジア・東南アジア各国間における、有害廃棄物及び特定の使用済製品の越境移動に関する情報を交換及び普及させるとともに、バーゼル条約が必要とする手続きを考慮しながら、各国の制度下において、これらの廃棄物や使用済製品の越境移動に対する法的な対応をとることを支援するものである。また、ネットワークは、バーゼル条約の実施のためのキャパシティ・ビルディングに寄与する有用な情報を提供するものである。

ネットワークへの参加は当該国の自由意志によるものであり、ネットワークの設計内容は必要に応じて参加国による見直しが行われることになる。

2. ネットワークの基本的要素

2.1 目的

ネットワークの目的は次の通りである。

- (1) 北東アジア・東南アジア地域の有害廃棄物不法輸出入の状況に関して、各国関係機関が協調して対策をとれるよう、情報を共有し、共通の理解をすること。さらに必要に応じて利害関係者に対しても適切な情報を供給すること。
- (2) 有害廃棄物不法輸出入の防止、とくに中古品や循環資源と称した有害廃棄物の移動による環境への悪影響の未然防止を目的とした各国機関の対処行動を支援すること、そのための各国レベルの能力形成を促進すること。
- (3) 有害廃棄物不法輸出入の防止と地域における環境上健全な物質循環の構築にむけた共通アプローチの形成に資すること、関連分野での国際協力活動を推進すること。

2.2 ネットワークの活動

ネットワークの活動としては、次のようなものを含むこととする。

- (1) 廃棄物不法輸出入の防止にむけた各国の連携の強化に有益な情報を収集・提供すること。対象となる情報としては以下のようなものが含まれる(以下に限定されるわけではない)。
 - i) バーゼル条約に関する基本的情報
 - ii) 各国における廃棄物輸出入及び中古品の規制に関する法令と規制の実施状況
 - iii) 有害廃棄物不法輸出入の事例、とくに中古品及び循環資源の不適切な取引に関連した違反事例
 - iv) 税関や港湾管理当局との協力関係の強化に関する活動や経験
 - v) 中古品及び循環資源等、参加各国間で共通の関心のある物資の国際フロー
- (2) 参加国の権限ある当局間の定常的な情報交換と関係者間の対話の場を提供すること。
- (3) ガイドラインや技術マニュアルなど、ネットワークに蓄積された情報を、アジア地域のキャパシティ・ビルディング活動に対して提供すること。
- (4) 上のような情報交換活動の促進を目的としたセミナー・ワークショップ等を開催すること。
- (5) 上記の活動に関する情報の交換と普及を図るためのツールの一つとして、インターネット上に、税関、港湾管理当局、国際環境条約事務局など関連する機関とのリンクを有するウェブサイトを設定し、運営・管理すること。

ネットワークの将来的な活動については、ネットワークの目的に合致する範囲において、参加各国の間での協議を経て追加決定することができるものとする。

2.3 対象地域・利用者

ネットワークは、北東アジア及び東南アジアを含む東アジア地域のバーゼル条約締約国および地域の参加を歓迎する。初期における地理的対象範囲としては、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ、ベトナム、日本、シンガポール、中国、中国香港の11カ国/地域を含むが、これに限定するものではない。

ネットワークの活動は、このうちネットワークに参加する意志を表明した国や地域の政府機関の協力により、計画・実施されることを原則とするが、ネットワークが発信する情報については同地域の廃棄物不法輸出入の防止に関心をもつ全ての国の政府と利害関係者による利用を歓迎する。

2.4 情報の公開

ネットワークが発信する情報は、参加国において公開とされたものを原則とし、これらは全てインターネットを通じて公開されるものとする。

但し、ネットワークが媒介する特定の物品取引に関する権限ある当局間の協議や情報交換など、必ずしも公開になじまないものについても取り扱い、関連当局と協議の上、非公開とすることもある。

3. ネットワークを運営するための体制

3.1 参加国

ネットワーク参加国は、本ネットワークに対する参加の窓口となる国別コンタクト・ポイントを指定するものとする。参加国におけるバーゼル条約上の権限ある当局がコンタクト・ポイントとなることが望ましいが、その国の事情に応じて、バーゼル条約上のフォーカルポイント等を指定することもできる。これら国別コンタクト・ポイントの役割については、次のものを含む。

- (1) 国内で入手可能な情報のうち、ネットワークの目的に照らして有用な情報を、ネットワーク

- に対して提供すること
- (2) 税関や港湾管理当局とのこの分野における協力関係を構築すること
 - (3) ネットワークの運営に関して、事務局に対して助言を行うこと

3.2 バーゼル条約地域センター

ネットワークの発展にとって、北京とジャカルタに設立されているバーゼル条約地域センターの積極的かつ継続的な参加は非常に重要である。これら地域センターには、特にネットワークの設立期間においては、次のような役割が期待される。

- (1) 既存の活動を通して地域センターに蓄積された情報のうち、ネットワークの目的に照らして有用な情報を、ネットワークに対して提供すること
- (2) ネットワークの運営に関して、とくにセンターの実施する地域のプロジェクトとネットワーク活動の間の連携と調整について、事務局に対して必要な助言を行うこと。

3.3 ネットワーク事務局

ネットワーク設立期間においては、ネットワーク提案国である日本国環境省が暫定事務局としてネットワーク設立に向けた準備活動の実施及び調整にあたることとする。日本国政府は、ネットワークの活動についてバーゼル条約事務局に報告する責任を有する。但し、ネットワークが設立された段階においては、ネットワーク事務局の機能は、アジア地域における一つあるいは複数のバーゼル条約地域センターに移管されることが期待される。

3.4 財政的事項

ネットワーク設立期間においては、ネットワーク提案国である日本国環境省の財政的貢献により、ネットワーク設立に向けた準備活動が進められる。ネットワークが設立された段階以降においては、バーゼル条約事務局からの資金を得て、バーゼル条約地域センターがネットワーク活動を管理していくことが期待されるが、それは一つの選択肢であり、ネットワーク参加国間で検討する必要がある。

有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第 2 回ワークショップ
2005 年 11 月 23 日 於東京

議長総括

議長 大熊一寛

1. 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第 2 回ワークショップは、2005 年 11 月 23 日に東京で開催された。ワークショップには、12 の国・行政地域の権限ある当局又はフォーカルポイント及びバーゼル条約地域センター(BCRC)から 22 名の出席者が、また 6 の国・機関及びバーゼル条約事務局から 7 名のオブザーバーが参加した。ワークショップの議長は、日本国環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課課長補佐の大熊一寛が務めた。
2. 開会式において、日本国環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室の坂川室長から挨拶があった。環境への悪影響を防ぎ、適正な循環資源の輸出入を確保するためには、関連情報の共有や意見交換を通して各国間の連携を強化することが重要であることを指摘した。また循環資源の越境移動に関する我々の関心事、特に近年アジア地域で大きな懸案となってきた E-waste(電気電子機器廃棄物)について、本ネットワークを活用して参加国が活発な情報交換を行うことを期待している旨が表明された。
3. 議長から、本ワークショップでは、バーゼル条約 E-waste ワークショップの中日に開催されることから、E-waste に関する課題に特に注意しつつ、情報交換や今後の協力についての議論を行うことが中心テーマとなることが示された。
4. セッション 1 では、バーゼル条約の施行にかかる各国の経験と困難を共有した。カンボジア、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの参加者が、それぞれの最近の活動についてプレゼンテーションを行った。主な法制度、組織体制、有害廃棄物や中古品の輸出入の傾向、有害廃棄物管理に関する対策、輸出入規制品目についての情報が参加国間で共有された。また、参加者は、有害廃棄物の定義の明確化や法執行の強化などの課題についての見解も共有した。バーゼル条約事務局長の桑原幸子氏からは、バーゼル条約第三条に基づく(各国の有害廃棄物の定義についての)通報の仕組みを更新中であることが紹介された。バーゼル条約担当官が顔を合わせる機会はあまりない中で、参加者にとって、自国の状況に関する発表を行い、情報交換を行う素晴らしい機会となった。議長から、多忙の中、本ワークショップの発表準備をしてくれた各国の参加者に対する感謝が示された。

5. アジアネットワークの暫定事務局である日本国環境省より、アジアネットワークの活動状況として、ウェブサイトが本年 6 月に公開され、バーゼル条約担当官の間での電子メール等によるコミュニケーションが円滑化したことが紹介された。日本国環境省から、有害廃棄物管理に関する法制度及び政策についての情報をウェブサイトに掲載することが提案され、情報をタイムリーに更新することが参加国に対して要請された。
6. セッション 2 では、バーゼル条約地域センターの活動の近況が報告された。BCRC 中国のイニシアティブによる、E-waste の輸入と環境上適正な管理に関する調査、有害廃棄物及びその他の廃棄物の環境上適正な管理についての地方自治体とのパートナーシッププロジェクトの実施が紹介された。BCRC インドネシアからは、自らの役割と責任、関連する活動、課題、ASEAN 諸国に対して実施したニーズアセスメントと今回のバーゼル条約 E-waste ワークショップの結果に基づく事業計画について発表が行われた。
7. セッション 3 では、中古品と偽り越境取引される有害廃棄物について、電気電子機器に焦点をあてて議論が行われた。まず、日本国環境省から、本ワークショップに先立って実施されたアンケートの結果に基づき、CRT モニター/テレビ、プリント基板、鉛バッテリーの輸出入の現状と課題について説明がなされた。続いて、タイと香港から、ガイドラインを用いて中古電気電子機器の輸入を管理している事例が紹介された。議論は、中古品の定義とガイドラインの作成可能性を中心に行われた。参加者から、中古電気電子機器を管理するためのツールを作成することについて共通に関心が示されたが、ツールの性格については、幅広い見解が示された。参加者は、法的拘束力を持たず柔軟性のあるガイドライン/ツールの作成を念頭に、中古電気電子機器の分類に関する基準や取扱いについて情報収集を開始することに合意した。日本国環境省は、香港環境保護局と緊密に協力して、次回のワークショップで議論するための一次素案の作成を行うことを提案し、参加者はこれを了承した。これに関連して、バーゼル条約第三条に基づく各国の有害廃棄物の定義の事務局への通報の重要性が再確認された。また、情報共有と執行面でのキャパシティビルディングの重要性も再確認された。
8. 1 日間のワークショップにおいて、バーゼル条約の実施に係る取組の現状について情報を共有するとともに、特に電気電子機器に焦点をあてて、中古品と偽った有害廃棄物の越境移動に対処するための今後の活動について議論を行った。本ワークショップは、参加者間の情報交換と、アジアネットワークの強化にむけた実り多い議論を促進するものとなった。日本以外の国における次回ワークショップの開催という日本国環境省のアイデアが、参加者から歓迎され支持された。ワークショップは、アジア各国のバーゼル条約担当官が一同に会し関心事を議論するという、貴重かつ有意義な機会となった。議長から、本ネットワークの強化のため、参加国及び BCRC からの継続的な支持と協力を要請するものである。